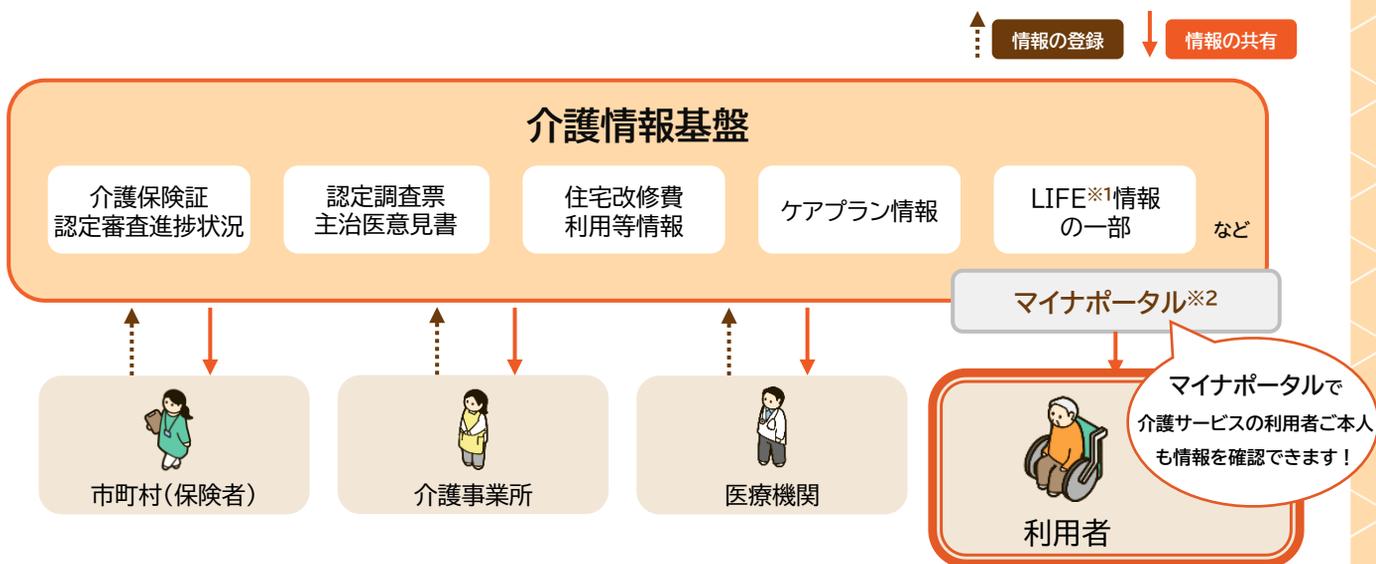


介護サービスを利用する皆様へ 介護情報基盤の運用開始に関するご案内

令和8年4月1日から介護情報基盤の運用が開始しました。

介護情報基盤とは、皆様の介護サービス利用に関する情報をひとつに集約し、皆様の同意に基づいて介護サービス提供に関わる関係者の間で共有する仕組みです。

介護情報基盤によって共有される情報と関係者



※1) LIFE

介護事業所が、介護サービス利用者の状態や、行っているケアの計画・内容などを一定の様式で提出することで、入力内容が集計・分析され、当該事業所や利用者にはフィードバックされる情報システムです。

※2) マイナポータル

個人向け行政サービスのオンライン窓口であり、マイナンバーカードを利用して、手続きや本人情報の確認などの行政サービスを利用できます。

留意事項

- マイナポータルから閲覧できるのは、介護保険証・認定審査進捗状況、住宅改修費利用等情報、ケアプラン情報、LIFE情報の一部です。
- 令和8年4月1日時点において、マイナポータルから介護保険証情報が閲覧可能です。その他の情報がマイナポータルから閲覧可能になるのは、お住まいの自治体が介護情報基盤の利用を開始してからです。
- 認定調査票・主治医意見書、ケアプラン情報、LIFE情報の一部は、皆様の同意に基づき関係者間で情報が共有されます。

介護情報基盤によってできること

スムーズな情報の管理

健康保険証などと同様に、マイナポータル上でご自身の介護保険証などの情報を確認できるようになります。



安心感

介護保険証や介護保険に関する書類などの紛失の心配が減り、災害や緊急時においても安心です。



より良いサービスの利用

介護事業所と市町村との間や、介護事業所間での情報のやりとりにより、より質の向上した介護サービスが利用できます。また、自身の介護情報に合わせて、主体的にサービスを選択できます。



介護情報基盤を利用するための皆様へのお願い

- 要介護認定申請(新規・更新・区分変更)時に、介護情報基盤を利用した情報共有を行うことに同意いただける方には、当該申請書において同意をいただきます。
※同意しないこともできますし、一度同意した場合でも撤回は可能です。
- 申請書で同意をいただいていない場合には、居宅介護支援事業所などで皆様から同意をいただくこともあります。
- 皆様が利用する介護事業所において、介護情報基盤を利用して最初に情報を閲覧する際に、マイナンバーカードまたは介護保険証が必要になります。
※マイナンバーカードまたは介護保険証を用いて本人確認を行います。

千葉県からのお知らせ

- 千葉県においては、令和9年11月から介護情報基盤の利用を開始する予定です。
- 介護情報基盤に関するお問合せは、以下のお問合せ先にご連絡ください。
介護事業所の方:0120-697-312
医療機関の方 :0120-697-313
上記以外の方 :右の二次元コードからお問合せフォームにアクセスしてください。

